

第20回 相続税の税務調査について

税理士

内田 麻由子

■概要

無事に相続税の申告期限内に申告および納税を終えても、これですべてが終わったわけではありません。なぜならば、そのあとに相続税の税務調査があるかもしれないからです。

ただし、相続税の申告をしたすべての人について、税務調査が行われるわけではありません。相続財産の額が多い場合や、逆に被相続人の生前の状況に照らして申告されている財産が少なすぎると思われる場合に、税務調査が行われます。

税務調査は通常、相続税の申告をしてから1年～2年くらいの間に行われます。なお、申告をしていなくても、相続税がかかると思われる場合には調査が行われることもあります。

今回は、国税庁から発表されている平成24事務年度（平成24年7月から平成25年6月までの間）に実施された相続税の実地調査に関するデータを紹介しながら、相続税の税務調査について知っておきたいポイントについてみていきましょう。

【1】 相続税の実地調査の状況

●1 実地調査の件数および申告漏れ等の非違件数

平成24事務年度の実地調査については、平成22年中及び平成23年中に発生した相続を中心に、申告額が過少であると想定されるものや、申告義務があるにもかかわらず無申告となっていることが想定されるものなどに対して実施されています。

実地調査の件数は12,210件、このうち申告漏れ等の非違があった件数は9,959件で、非違割合は81.6%となっています。

税務調査があったお宅のうち、実に8割以上という高い割合で、申告漏れがみつまっていることがわかります。ほかの税目（所得税や法人税）の調査に比べて、相続税の税務調査では、なぜこれほど申告漏れの割合が高いのでしょうか。それは、相続税の税務調査は、申告漏れがあると疑われる案件だけを、重点的に調査しているからなのです。

実は、税務署は、税務調査に来る前に、国税局や税務署で収集した資料情報を基に、亡くなった人（被相続人）の財産はもちろんのこと、相続人やその家族の財産の内容についても、すでに念入りに調べています。特に、家族の名義になっているものの実質的には被相続人の財産であると認められるもの（名義預金）がないかどうかなどを調べているのです。

●2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格の総額は3,347億円です。実地調査1件当たりの申告漏れ課税価格は2,741万円となっています。平均で約2,700万円もの財産が申告漏れとなっています。

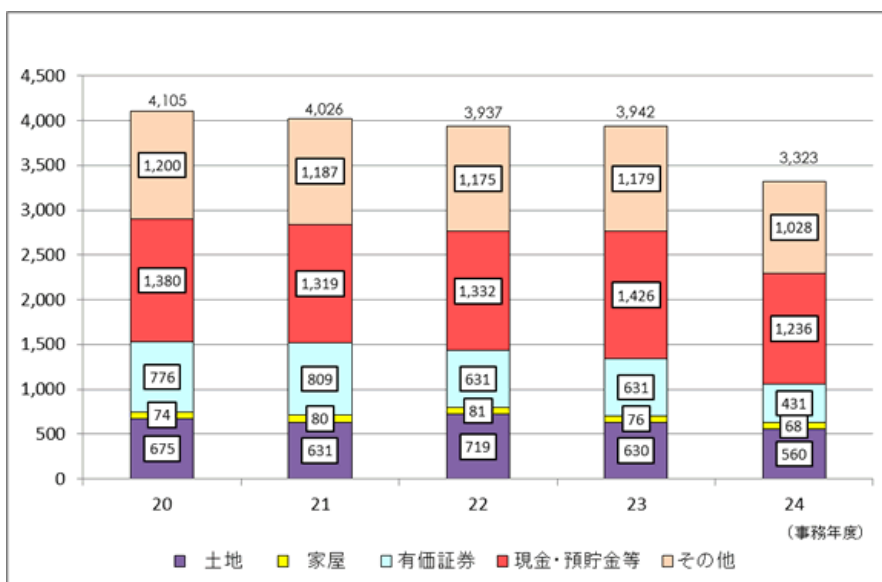
これほど多額の財産がありながら、遺族がその財産の存在に気づかなかったということは、普通では考えにくいのです。なぜならば、被相続人名義の財産については、自宅や貸金庫にある通帳や書類などを調べれば、たいていの財産は見つかるからです。どんな財産がどれだけあるかを調べた上で、相続人全員で遺産分割協議をして、誰が何を相続するかを話し合っ決めてする必要があります。

では、申告漏れとなっているのは、どんな種類の財産なのでしょう。

●3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

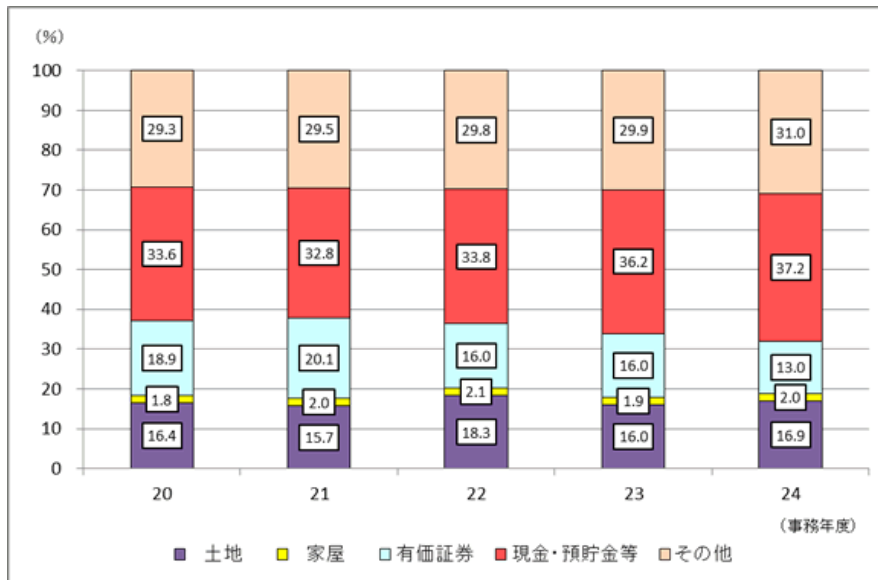
申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等1,236億円が最も多く、続いて土地560億円、有価証券431億円の順となっています。(付表1)

(付表1) 申告漏れ相続財産の金額の推移



申告漏れ財産の金額の構成比で見ると、現金・預貯金等が37.2%、有価証券が13.0%となっています。申告漏れ財産のうち、約5割が金融資産であることがわかります。(付表2)

(付表2) 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



預貯金や有価証券などの金融資産の申告漏れが多いのが、名義預金です。【2】で後述するように、相続人やその家族の名義になっていても、きちんと贈与税の申告などの手続きを踏んでいなかったために、相続税の税務調査において、実質的には被相続人の財産であると認められてしまうためです。

相続税に詳しい税理士に申告を依頼すれば、税理士は、相続税の申告をする際に、税務調査がどのように行われるかを相続人へ説明した上で、被相続人の死亡日現在の財産だけではなく、死亡前の数年間の預金通帳や、相続人の財産の状況、生前贈与の状況などについても相続人にきちんと確認し、申告漏れのないようにしているはずです。

●4 追徴税額および重加算税の賦課件数等

追徴税額（加算税を含む。）は610億円で、実地調査1件当たりでは500万円となっています。重加算税の賦課件数は1,115件、賦課割合は11.2%となっています。

相続人のうち誰か1人の申告漏れがあると、他の相続人の相続税も増えてしまいます。なぜならば、相続税の計算は、相続財産全体に係る「相続税の総額」を計算した上で、各相続人が取得した財産の額に応じて、相続税を按分するという方法をとっているためです。

つまり、申告漏れがあると、他の相続人にも迷惑がかかってしまうのです。修正申告をするときも、当初の申告と同じように、相続人全員で申告書に押印しますので、他の相続人にも修正申告の内容はわかってしまいます。

<資料> 相続税の調査事績（平成23・24事務年度）

		平成23事務年度	平成24事務年度	対前事務年度比	
ア	実地調査件数	13,787件	12,210件	88.60%	
イ	申告漏れ等の非違件数	11,159件	9,959件	89.20%	
ウ	非違割合（イ/ア）	80.90%	81.60%	0.6ポイント	
エ	重加算税賦課件数	1,569件	1,115件	71.10%	
オ	重加算税賦課割合（エ/イ）	14.10%	11.20%	▲2.9ポイント	
カ	申告漏れ課税価格	3,993億円	3,347億円	83.80%	
キ	カのうち重加算税賦課対象	581億円	436億円	75.10%	
ク	追徴税額	本税	649億円	527億円	81.10%
ケ		加算税	107億円	83億円	77.80%
コ		合計	757億円	610億円	80.60%
サ	実地調査1件 当たり	申告漏れ課税価格 (カ/ア)	2,896万円	2,741万円	94.60%
シ		追徴税額（コ/ア）	549万円	500万円	91.00%

（注）「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

【2】相続税の税務調査はどのように行われるか

普通の税務調査は、ある日突然、税務署の人が自宅にやって来ることはありません。事前に、税務署から税理士へ連絡があり、日程を約束します。調査に要するのは1～2日です。調査は、相続人または被相続人の自宅で行われます。相続人は全員が集まる必要はなく、代表者が対応すればOKです。

税務調査には、相続税の申告をした税理士が立ち会いますので、あまり心配することはありません。とは言っても、相続税の税務調査などめったに受ける機会はありませんので、誰でも緊張してしまいます。税理士に、注意点や準備することについて事前に教えてもらっておきましょう。

●(1)実地調査当日

調査当日は、実際にどのように税務調査が行われるのでしょうか。

2名程度の税務署職員が、予め約束した日時に、相続人（または被相続人）の自宅を訪問します。調査は必ず複数の税務署職員により行われます。お茶くらいは出してあげましょう。昼食は用意不要です。

税務署職員は、まるで世間話でもしているかのように、さりげなく次のようなことを話題にします。これらの質問には必ず「目的」があります。聞かれたことだけに簡潔に答えましょう。

◆被相続人の死亡原因

「病気か事故か」「療養期間はどのくらいだったか」「生前、意識はハッキリしていたか」など。
たとえば、5年間介護施設に入所していて、最期の2週間は意識がなかったのに、死亡の5日前に被相続人の銀行口座から多額の預金が引き出されている場合には、相続人が預金を引き出したと想像できます。その現金が「手許現金」として申告されていないならば、申告漏れの可能性があります。

◆被相続人の経歴や職歴

「被相続人の収入で財産が増えたのか」「親から財産を相続したり贈与を受けたりしたのか」など、被相続人がどのようにして財産を築きあげたのか、その所得に見合う財産が申告されているかを確認します。

◆被相続人の趣味

たとえば、ゴルフが趣味ならばゴルフ会員権を持っている可能性があります。書画骨董が趣味ならば、美術品を持っている可能性があります。

◆被相続人の財産を誰が管理していたのか

被相続人の財産を管理していた相続人が、被相続人の銀行口座から自分の銀行口座へ、多額の預金を移し替えていたというような場合には、被相続人の財産が少なく申告されている可能性があります。

◆郵便局や農協との取引があるか

高齢者は、郵便局や農協と取引がある方が多いものです。申告書に、郵便局や農協の預貯金・生命保険などが記載されていない場合は、申告漏れの可能性があります。

◆相続人およびその家族の職業

相続人の収入に比べて財産が多額である場合には、被相続人から生前に贈与を受けていたか、あるいは名義預金である可能性があります。

◆相続税の納税資金の出所

相続税の納税のための現金をどのように準備したのか。相続した預貯金や有価証券、受け取った生命保険金、もしくは自分の預貯金から支払ったのであればいいのですが、たとえば、親が子の相続税を代わりに払ってあげた場合には、親から子への贈与となり、子に贈与税の申告・納税をする義務が生じます。

ひとつおりの質問が終わると、次のような現物を確認します。

◆重要書類の保管場所の確認

預金通帳や印鑑、不動産の権利書などの重要な書類の保管場所を確認します。これらの書類が自宅の金庫の中に保管されているときは、税務署職員は金庫の場所までついていき、金庫を開けさせて中を確認します。金庫の中の不要なものは、事前に整理しておくことです。

◆貸金庫の確認

被相続人が貸金庫を利用していたときは、貸金庫の中は必ずチェックされると考えておきましょう。税務署職員は相続人に同行し、銀行などで貸金庫を開けてもらい貸金庫の中を確認します。貸金庫の中の不要なものも、事前に整理しておくことです。

◆印鑑の確認

自宅や貸金庫にある印鑑については、税務署が用意している便せんに、まずは朱肉をつけずに押印します。そのまま押印することで印影が残れば、その印鑑が最近使われたことがわかります。次に、朱肉をつけてすべての印鑑の印影を便せんに押しつけて持ち帰ります。印影により家族名義の預金などを判断します。

◆香典などの確認

香典帳・年賀状・電話帳・日記などがあれば、確認を行います。これらの書類に金融機関の名前が含まれている場合には、何らかの取引があることが予想されます。

◆相続人の筆跡を確認

相続人代表の方は、他の相続人の氏名などを税務署が用意した便せんに書かされます。被相続人の財産を管理していた相続人の筆跡をとっておくことで、被相続人の銀行口座やその他の書類の筆跡と照合するためです。

◆室内をチェック

税務署職員は、必ずトイレを借ります。銀行や証券会社、保険会社のカレンダーやタオルがあれば、それらの金融機関と取引がある可能性があります。また、高価な書画骨董があるか、家の中の調度品なども確認し

ています。

◆税務署が事前に整理をしてきた疑問点の質問

税務職員が事前に行った調査により出てきた疑問点を、相続人に質問します。依頼された資料や証憑がすぐに見つからない場合や、昔のことですぐには思い出せない場合など、その場で回答できないときには、無理して即答する必要はありません。質問事項をメモしておき、「調べて後日お答えします」で大丈夫です。

●(2) 実地調査のあと

実地調査のあと、税務職員は、調査で得た資料を税務署に持ち帰り、疑問点を精査していきます。相続人は、調査当日に税務職員から質問された事項については、すぐに調べて税理士へ伝えます。その後の税務署とのやりとりは、基本的には調査に立ち会った税理士が行います。税理士から質問などがあった場合には、協力してください。

税務調査の結果、申告内容が正しければ、申告是認となります。

申告漏れがあった場合には、修正申告をして追加で相続税を納付します。相続税の本税に加え、ペナルティとして過少申告加算税（10%または15%）も課されます。

なお、財産を偽装したり隠ぺいしたりなど悪質な場合には、重加算税（35%または40%）が課されます。配偶者が偽装隠ぺいしていた財産には、配偶者の税額軽減の特例も適用もできません。

大切なことは、当初の申告の時から、他の相続人にも税理士にも隠しごとをしないということです。税務調査が来るという段階になってから「実は……」と言われても、もう遅いのです。

※付表1・2 および資料の出典：国税庁「平成24事務年度における相続税の調査の状況について」

http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2013/sozoku_chosa/index.htm

【注】

本稿は2014年5月1日現在の税制に基づいています。今後の税制改正により制度が変わる可能性があります。実際の運用に際しては税理士等の専門家にご相談ください。

Writer's Profile 内田 麻由子 / Mayuko Uchida



所属 内田麻由子会計事務所 代表・税理士
一般社団法人日本想続協会 代表理事

略歴 都内大手税理士法人勤務を経て 2003 年開業。港区赤坂にて、相続・資産税に特化した税理士事務所を経営。
2010 年に一般社団法人日本想続協会を設立。「円満想続の 3K～感謝・絆・供養」をスローガンに、「財産の相続」と「心の相続（想続）」を楽しく学ぶ『想続塾』を毎月主催。エンディングノート『愛する家族へ想いを伝える想続ノート』も好評。
税理士として相続・事業承継対策、税務申告で多くの法人・個人のお客様へサービスを提供するかたわら、相続・税務・会計に関するセミナー・研修講師の実績多数。楽しくわかりやすい講演には定評がある。
著書（監修）「FP 知識シリーズ 相続・贈与編」（セールス手帖 社保険 F P S 研究所）
